

平成29年

11月農業委員会総会議事録

■日 時	2017年（平成29年）11月14日（火） 14:30 ~15:20	反訳：株式会社
■場 所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者 （敬称略） （議席順）	[農業委員] 計（13名） 1 西辻 達佳 2 大谷 康之 3 山千代重榮 4 高橋 一隆 6 小林 修 7 横田 武 8 久保 安治 9 福本 敏行 10 飯阪 保 11 辻畑 忠紹 12 辻井 正昭 13 辻林 孝幸 14 友田 博文 [欠席委員] 計（1名） 2 井阪 正明 [事務局] 計（4名） 飯阪 陽次 西川 秀士 谷上 昇 丸鳩 清乃	
■提出資料	議案書	
■議案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可承認について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可承認について 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について 報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから平成29年11月の委員会総会を開催いたします。</p> <p>井阪会長におかれましては、先般、腰椎の圧迫骨折にて、現在、自宅療養中ということで、本日欠席の連絡をいただいております。</p> <p>本日の議事進行につきましては、山千代副会長にお願いいたします。</p> <p>まず、開会に当たりまして、山千代副会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
副会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>それでは、本日の出席数を事務局のほうから報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局の西川でございます。</p> <p>本日の委員会に出席されております委員さんは13名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は、井阪会長でございます。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>本日の議案書第3号議案において付番誤りがございましたことから、議案書の差しかえをお願いいたします。</p> <p>お手元に新しい議案書を配付しておりますので、そちらのほうでよろしく願います。</p> <p>なお、プラス訂正箇所が2カ所ございまして、申しわけございません、10ページ</p>

でございます。

10ページの最下段の欄外の部分でございます。第20番補足説明と記載してございますが、20番に変わりました第17番になります。その下の第22番補足説明の22番ですが、これを19番に訂正ということでお願いできますでしょうか。申しわけございません。

それでは、山千代副会長、議事進行をよろしく願いいたします。

副会長

本日の議事録署名人は、11番の辻畑忠紹委員、12番の辻井正昭委員の御両名にお願いいたします。

(両委員の承諾あり)

それでは、議事に入ります。

2ページ、議案第1号 農地法第3条の規定による許可承認について、農地所有権移転4件に関する申請を別表のとおり定めるものとする。

1番目の小野田町の物件、事務局のほうからよろしく願いいたします。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は小野田町で、地目は畑1筆、面積は2,343平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から約2キロメートル、軽トラックで15分の距離に位置しております。

譲受人は、今後、4輪運搬車、草刈り機、噴霧器の購入を考えており、農業従事日数は120日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、農薬の使用について周辺農地に支障のないよう使用しますとのことでした。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の辻林委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は保全管理している農地であり、申請者の双方に意思確認したところ、同意されていることを確認いたしましたので、許可相当であるとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

副会長

ありがとうございます。

1番の小野田町の物件について、何か異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案、1番目について、許可することといたします。

次、2番、3番は担当委員が高橋委員で関連性がありますので、一括して上程いたします。

西辻委員が申請者の親族のため、退出をお願いいたします。

(西辻達佳委員退席)

事務局、お願いいたします。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、2番と3番について関連性がございまして一括して説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は府中町五丁目、地目は田2筆、面積は合わせて1,273平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、保全管理されており、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から1.4キロメートル、徒歩で15分の距離に位置しております。

譲受人は、耕うん機等を保有しており、農業従事日数は200日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、付近農地に迷惑をかけないように耕作しますとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の高橋委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は保全管理されている農地であり、申請者の双方に会って意思確認したところ、同意されていることを確認し、許可相当であるとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

副会長

府中町五丁目の物件について、何か異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、2番、3番については許可することといたします。

(西辻達佳委員入室)

そしたら4番に移ります。

平井町、三林町の物件、事務局のほうからお願いいたします。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、4番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は平井町と三林町で、地目は田2筆、面積は合

せて2, 280平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から0.4キロメートル、軽トラックで2分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は120日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、周辺の農地に支障のないよう営農いたしますとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の前田推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は水稻栽培されている農地であり、譲渡人、譲受人に会って意思確認し、申請どおり問題ありません。許可相当であるとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

副会長 4番の物件について何か異議ございましたら。

14番 ちょっとごめん。

副会長 はい。

14番 別に問題ないんですけどね。普通、これ経営面積ゼロでしょう、これ2,000平米やったら経営面積ゼロでもそのままずっと農家になれるということなんですか。その確認だけです。

事務局 事務局の西川でございます。

現在、譲受人の経営面積はゼロやということなんですけども、この方のお父様が2親等以内の親族やということで、農地法第2条第2項の規定で農家資格があるということになってございます。今回、2筆合わせて2,000平米以上の農地を取得するということで、農地を取得できるというふうになってございます。

以上でございます。

副会長 よろしいですか。

はい。

14番 それやったら、何で資格があるというようなことをここへ書いておいてもうたらよくわかると思うんですけども。

普通の一般の資格のない人やったら、そしたらどうなるんですか。

事務局 事務局の西川でございます。

資格のない方につきましては、特別審査委員会要綱に基づきまして特別審査委員会

を開いて、その方が当該農地を営農できるかどうかの判断をいただき、農業委員会に諮問することとなっております。

以上です。

副会長

どうぞ。

14番

それは、そやからそれで特別委員会開いて諮問するのはええんやけど、そしたら我々は、普通一般の委員はどないしてわかんねやろ。

事務局

事務局の西川でございます。

まず、事前審査のほうさせていただきまして、その後に農業委員会総会のほうに諮らせていただきまして、そこで御意見等をいただくというふうな流れになってございます。

14番

議決すんのはええけど、その資格あるというのはどないしてわかるんや。

事務局

事務局の西川でございます。

資格については、これを見る限りでは判断できないものでございます。

14番

それやったら困るがな。そんな勝手な。我がらだけわかってやな、委員がわかれへんようじゃったら困るんちゃうん。

事務局

申しわけございません。次回から、また議案説明の中でその辺の説明を盛り込みさせていただきますながら、上程させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

副会長

どうぞ。

14番

いや、それよりも、ここに書いておいてくれたらええやん、何で資格あるとね。ここに、何かさっき訂正あったやろう、ああいうふうを書くか、この下のほうに、こういう形で資格ありますというて書いておいてもうたら委員はよくわかるということやけど。

事務局

すみません。そしたら、また会長等、検討のほうさせていただいて、欄外に記載するなど、備考欄に記載するなどというふうな形で対応を考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

1番

審査会で通って農業委員会でアウトやったら、あかん。

事務局

事務局の西川でございます。

特別審査委員会で一定方向性を確認出させていただきまして、最終的には農業委員会の総会の中で御議決をいただくというふうな形になってございます。

以上です。

副会長

どうぞ。

12番

その質問で関連ですもんけど、友田委員さんの。私も、今ここへ入ってくる前にちょっと事務局に問い合わせしたんです。過去、和泉市は下限面積30アール以上やないとゼロの人は取得できなかったんですわ。だから、私も十何年、農業委員会のほうやっていないから。ただ、今、参事が言われたように農地法の2項の何条か、今さっき一番最初答弁された親族であるからいけるといことですもんけど、過去は、農地

取得面積は、譲受人がゼロの場合は、農業委員会、認可おりにいなかったんですよ。そんな場合は使用貸借か賃貸借で先自分が経営やっておいてということで、3年以上、使用貸借、賃貸借やっている人はゼロ面積でも取得できたということがあります。だから、その辺は下限面積20アールになっているし、ほんで参事が言われたように規定が変わったんかわかりませんが、極端に言うたら、友田委員さんに関連しますねんけど、説明のときにここへ付記するか、それか今、事務局担当者の方が説明のときに、こういう場合やったら取得できますと、ゼロでも、ということの説明されたらもっとスムーズにいくように思いますねんけど、どうですか。審査会諮る云々とかそういうことやなしに、農業委員会やって農業委員会の中で決断すんのが早いと思うんですよ。

事務局 事務局の西川でございます。

今、御意見のほういただきましたので、今後またそういった形で進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

副会長 よろしいですか。

そしたら、この4番目の物件について、ほか何かありませんか。

(異議なしの声)

では、4については許可することといたします。

そしたら、4ページ、議案第2号 農地法第5条の規定による許可承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権1件、使用貸借権設定1件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。

1番目、阪本町の物件、事務局よりお願いいたします。

事務局 事務局の谷上でございます。

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件は、阪本町で、地目は畑、田の2筆、面積は合わせて447平方メートル、転用目的、譲渡人、譲受人、転用施設物、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、1種農地と判断いたします。申請地は1種農地ではありますが、農地の転用の不許可の例外、農地法施行規則第33条第4号、集落接続に該当するものであります。

転用目的は農家住宅で、借り人は親である貸し人が所有している申請地に同居するための農家住宅を建築確認申請を経て建築するものであります。

続きまして、地区担当の高橋委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地を確認したところ、申請地は農地であり、申請者である設定人及び被設定人双方に確認したところ、両者は親子関係であり、今後営農していく上で農家住宅を建設するとのことであり、申請内容どおりに間違いなく、許可後速やかに転用し、地目を

変更するとのことです。この転用により周辺農地及び水路などへの影響はないと認められますので、許可やむを得ないとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

副会長

ありがとうございます。

阪本町の物件について、何か異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めまして、1番について、許可やむを得ないという意見を付し、知事に送付いたします。

次、北田中町の物件、事務局のほうからお願いいたします。

事務局

事務局の谷上でございます。

議案書5ページ、2番について説明させていただきます。

物件は、北田中町で、地目は田、面積は47平方メートル、転用目的、譲渡人、譲受人、転用施設物、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の農地であり、2種農地と判断いたします。

転用目的は進入路で、譲受人は申請地の奥側で農地を所有しており、これまでは他人地を通行し耕作してきましたが、今回、通行に必要な部分を分筆し、譲渡人より所有権移転し、農業用道路を設置するものです。

続きまして、地区担当の友田委員から受けました調査結果の報告をいたします。

申請地を確認しましたところ、農地であり、譲受人及び譲渡人に確認したところ、譲受人の農地は申請地の奥に位置しており、今までは個人地を通行し耕作してきました。このたび譲渡人から申請地を譲り受け、進入路として利用するとのことで、申請内容に間違いはなく、既に分筆作業は完了しており、許可後速やかに転用するとのこと。隣接地からも了承を得ており、転用することにより影響がある農地や水路などはないと認められ、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

副会長

北田中町の件につきまして異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、2番については、許可やむを得ないと意見を付し、知事に送付いたします。

次、6ページ、議案第3号 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定により、農用地利用集積計画21件を別表のとおり定めるものとする。

事務局

番号1、小野田町の物件、事務局からよろしく申し上げます。

事務局の丸鳩でございます。

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件は、小野田町で、地目は田1筆、面積は489平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、水稻栽培している農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の辻林委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、水稻栽培されており、借り手・貸し手双方に確認いたしましたが申請どおり問題ないと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

副会長

小野田町の物件につきまして、何か意見ありましたらお願いいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、1番の小野田町の物件は、そのとおり決定いたします。

次に、2番から14番、19番から21番、これは担当委員が小林委員でございますので、関連性があるため一括説明をさせていただきます。

事務局よりお願いいたします。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書7ページから10ページ、2番から14番、19番から21番について関連性があることから一括説明させていただきます。

物件は、国分町と黒石町で、地目は田36筆、面積は合わせて3万96平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載どおりでございます。

申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当小林委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、水稻栽培されており、貸し手に確認いたしましたが申請どおり問題ありませんでしたと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく
お願いいたします。

副会長

以上の説明に……。

推進委員の報告、言うてくれた。

事務局

おきまして、この件に関し意見などはございませんでした。

副会長

そしたら、以上の物件につきまして異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議ないようですので、このとおり決定いたします。

次に、15番、平井町の物件です。

事務局よりお願いいたします。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書9ページ、15番について説明させていただきます。

物件は、平井町で、地目は田2筆、面積は合わせて3,420平方メートルでござ
います。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分
につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載が
ないことを確認しております。

続きまして、地区担当前田推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、水稻栽培されており、貸し手に会って同意されていることを確認
いたしました。申請どおり問題ありませんでしたと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきまして、この件に関し意見などはございま
せんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく
お願いいたします。

副会長

平井町の物件につきまして、何か意見ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、このとおり決定することにいたします。

そしたら次、16番、納花町の物件、事務局よりお願いいたします。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書9ページ、16番について説明させていただきます。

物件は、納花町で、地目は田1筆、面積は548平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分
につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載が
ないことを確認しております。

続きまして、地区担当松下推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、水稻栽培されており、貸し手に確認いたしました申請どおり問

題ないと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

副会長 納花町の物件につきまして、何か意見等ありましたらお願いいたします。

(異議なしの声)

そしたら、この件につきましては、このとおり決定することにいたします。

次、17番、仏並町の物件、事務局よりお願いいたします。

事務局 事務局の丸鳩でございます。

議案書9ページ、17番について説明させていただきます。

物件は、仏並町で、地目は畑1筆、面積は1,031平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当久保委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、野菜栽培がされており、貸し手は貸すことに同意されており、借り手は野菜栽培する予定であることを確認いたしました。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

副会長 仏並町の物件につきまして、何か意見ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、このとおり決定いたします。

次、18番、坪井町の物件、事務局よりお願いいたします。

事務局 事務局の丸鳩でございます。

議案書9ページ、18番について説明させていただきます。

物件は、坪井町で、地目は畑1筆、面積は1,044平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当辻畑委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地確認を行い、保全管理されており、貸し手・借り手に意思確認をいたしました。申請どおり間違いありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

副会長 坪井町の物件につきまして何か意見等ありましたら。
(異議なしの声)

異議なしということで、このとおり決定いたします。

議案は、以上、終わりました。

次、11ページ、報告……

12番 すみません。

副会長 はい。

12番 今の利用集積のほうでちょっと聞きたいんですけど。

副会長 どうぞ。

12番 これ、財団法人みどり公社と、ほいで地主の使用貸借やって、ほんで貸し付け期間5年になってますねんけど、この設定する利用権、貸借期間は5年や、5年の終期来た場合に、おたくの土地は貸し借りは終了しましたという予告を、これは農業委員会事務局がするんか、みどり公社がするんか、その辺。

事務局 事務局の西川でございます。

基本的には、中間管理事業につきましては10年以上ということになってございますが、大阪府下ではその期間を5年とかいうふうな形の運用もやっております。当然、5年の契約期間が来ますとその契約は無効になるということで、継続の分につきましては大阪府のみどり公社が契約の切れる前に土地の所有者に対して継続の意向を確認するというようになってございます。

以上でございます。

12番 そうでないと、この貸し人の名前見ますとかなり高年齢の人多いから、5年、10年たてばまた相続で子供さんに移る。子供さんは案外、親やということ知らない場合多いです。だからどこかからやっぱり。みどり公社が事前に終了間際に予告してあるんですね。

副会長 よろしいですか。

12番 はい。

副会長 そしたら11ページの報告に移ります。

相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定の適用を受けた特例農地の利用状況5件について別表のとおり確認するものとする。

12ページから13ページまで、後刻お目通しください。

14ページです。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用6件を専決に受理したので報告する。

これは15ページです。これも後刻お目通しください。

16ページ、報告第3号です。農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権21件、使用貸借権設定1件を専決に受理したので報告する。

これは17ページから20ページです。これも後刻お目通しください。

これで本日の案件は全て終わりました。

ほか、事務局から何かありましたらお願いいたします。

事務局の西川でございます。

今回は報告案件は特にございません。

その他案件といたしまして、去る10月18日に実施されました大阪府農業委員会大会につきまして、農業委員さん5名、推進委員6名の合計11名さんが御参加いただきました。欠席委員さんにつきましては、当日の資料を本日お手元のほうへお配りさせていただいておりますので、また自宅に戻られてからお目通しのほうお願いしたいと存じます。

以上でございます。

副会長 ほか、全般に何か質問等ありましたら。

11番 いいですか。

副会長 どうぞ。

11番 先ほどの農地の利用集積の何ですけど、みどり公社と一般の人の賃借権がゼロですか。一切出ていないんですけど。

事務局 事務局の西川でございます。

まず、この決定をいただくのは、農地所有者さんからみどり公社のほうに貸し付ける、これについては使用貸借というような形になってございます。一旦借り受けたやつを、今度、認定農業者等担い手さんのほうに貸し付けるというふうな形になってござい……

11番 新たに借りる人と契約せえということやね。

事務局 そうですね。その中で金額を設定していくというふうな形……。

11番 いったら地主と公社とは一切契約結ぶときに金銭については説明していないわけやね。実際ゼロでいきますやんね、これやったら。今までやったら、みどり公社と…

事務局 申しわけございません。みどり公社のほうは、市内の認定農業者さんなりと地権者さんとの話し合いの中で使用貸借にするのか賃貸借にするのかというふうな形で決めてございますので、今回の物件につきましては全て使用貸借というふうな形で話ができているということで、まずは地権者さんのほうから公社が使用貸借で借り受ける、その後に公社から担い手のほうに使用貸借で貸し付けるというふうな形になってございます。

以上でございます。

11番 一切ゼロやね。

事務局 ゼロでございます。

11番 そうすると、これから借りる人、貸す人が逆に減る場合もあると思うんですよ。やっぱり公社が入っている限りは一定の金額を地主に示したらな将来問題が起きると思うんですよ。それでないともらうとこともらわんところができますから、やっぱりみどり公社が入る限りはみどり公社と地主と金額を設定しておかないかんと思うんですけど。使用貸借はこう、賃貸借は何ぼということをね。ゼロというのはおかしいと思うんですよ。5年間貸すんやからね。5年間をみどり公社があと面倒見てくれんやったらいいけども、放置された場合に地主は困ると思うんです。5年間をみどり公社が貸してんやから、みどり公社が責任持ってくれるためにやっぱり賃料というのは決めておかないかんと思うんですやんか。使用貸借にしる賃貸借にしる金額は決めておかないかんと思うんですねんけど。そういうことは一番最初に大事やと思うんですけど、どう思いますかね、ここは。

事務局 事務局の西川でございます。

これ、あくまでも担い手の方と土地の所有者さんとの話し合いの中で決めていくものでございますので、担い手のほうが無償でというふうな形になれば、それに地権者さんが、無償でもつくってもらえるんやったら、納得していただけるのであれば無償という形になりますので、そこはあくまでも土地の所有者と担い手さんとの話し合いになってございます。

11番 以上です。

11番 わかりました。

副会長 どうぞ。

14番 同じ点やけど、今の賃貸借と使用貸借、もうちょっとまた勉強させてもらいますけども。これ、みどり公社、こないして地主との契約するやんか。これ5年間契約するわな。これ、その間、地主はどないすんの。借りてくれるまで地主はつくるわけ、それともみどり公社が管理するわけ。

事務局 事務局の西川でございます。

基本的には、一旦、みどり公社が地主さんから借り上げられて、担い手さんを探してそこに貸し付けるというふうなことなんですけども、実際問題は借り手さんありきというような形の中で話のほうを調整していただいているみたいです。ですんで、今回のこの全ての農地については、市内の担い手さんのほうに貸し付けるという前提の中で土地の所有者さんから公社が借り受けるというふうな形で申請が出ております。

14番 以上でございます。

事務局 もし借り受けがなかった場合、地主が管理せえへんかったら誰が管理すんの。

事務局 事務局の西川でございます。

基本的には、公社が借り受けしたら、公社がそれを担い手が見つかるまで管理せなあかんということなんですけども、実際問題、公社としてもそういうことできませんので、担い手さんありきでこの方に貸しますということ。

	<p>ちょっとここには記載はないんですけども、市内の農家さん、水稲されている方がこちらのほうを全て使用貸借で借りられて耕作するというので、公社のほうで調整されているということで聞いてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
6 番	<p>今回、公社のほうからその農家さんに頼みに来た、公社が余り仕事していないから。これしてほしい。</p>
14 番	<p>これ、その農家さんやってくれんのええわいな。せやけどその農家さん、水入らへんとか便利の悪いとこ借りてくれへん。俺そんなんでもけへんて。そんなときはどないするん。</p>
事務局	<p>その辺につきましては、地権者の方と、ほんで公社とその農家さんのほうで三者で話のほうをされて、今回、借り受けするというので今回上がってきてございますので、その辺の心配はないのかなというふうに考えてございます。</p> <p>以上です。</p>
14 番	<p>なかったらここへ何で名前書けへんの。心配なかったら。</p>
14 番	<p>名前書いたらええんちゃうん。</p>
事務局	<p>事務局の西川でございます。</p> <p>中間管理事業の事務上、借り受けについては農業委員会の決定を受けてというふうな形になってございますので、一旦、借り受けの決定を受けるために、今回、議案として上げさせていただいているものです。</p> <p>以上でございます。</p>
14 番	<p>もしこれちゃんと借り受けでけへんかったら問題やな。</p>
事務局	<p>そうです、そうです。</p>
14 番	<p>そのときは文句言うで。</p>
副会長	<p>よろしいですか。</p> <p>長時間にわたり審議いただきまして、どうもありがとうございました。</p> <p>これにて散会いたします。</p>

閉会時間15時20分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員